69	61					
70	62					
71	63					
72	64					
73	65					

別表第七の四　昇給号俸数表（第三十七条関係）

イ　行政職俸給表㈠７級以下職員等昇給号俸数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	8以上	6	4（海事職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が６級以上であるもの、医療職俸給表㈡の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの、医療職俸給表㈢の適用を受ける職員でその職務の級が６級以上であるもの又は福祉職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が６級であるものにあっては、３）	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考

１　この表は、行政職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるもの、第38条の２各号に掲げる職員及び専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が２級以上であるもの以外の職員に適用する。

２　この表に定める上段の号俸数は給与法第８条第８項第１号に掲げる職員以外の職員に、この表に定める下段の号俸数は同号に掲げる職員に適用する。

ロ　行政職俸給表㈠８級以上職員等昇給号俸数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	2	1	0	0	0

備考

この表は、行政職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が８級以上であるもの及び第38条の２各号に掲げる職員に適用する。

ハ　専門スタッフ職俸給表２級職員昇給号俸数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	5以上	3	1	0	0

備考

この表は、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が２級であるものに適用する。

ニ　専門スタッフ職俸給表３級職員昇給号俸数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	5以上	3	0	0	0

備考

この表は、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が３級であるものに適用する。

ホ　専門スタッフ職俸給表４級職員昇給号俸数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	1	0	0	0	0

備考

この表は、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が４級であるものに適用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（切替日における昇格、降格又は専門スタッフ職俸給表く異動した職員の号俸の特例）

第二条　令和七年四月一日（以下「切替日」という。）に昇格、降格又は専門スタッフ職俸給表く異動（以下この条において「昇格等」という。）した職員（指定職俸給表から専門スタッフ職俸給表く異動した職員を除く。）については、当該昇格等がなかったものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなして規則九―八第二十三条、第二十四条の二又は第二十九条の規定を適用する。

（行政職俸給表㈠又は海事職俸給表㈠の適用を受ける職員の初任給に関する経過措置）

第三条　切替日以後に新たに職員となり、行政職俸給表㈠の適用を受ける者（規則九―八別表第二の行政職俸給表㈠初任給基準表の備考第一項第二号及び第三号並びに第二項各号に掲げる者を除く。）又は海事職俸給表㈠の適用を受ける者となったもののうち、その者の有する学歴免許等の資格が規則九―八別表第三の学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しない者の初任給として受ける号俸の決定に関し必要な事項は、人事院が定める。

（選考の結果に基づいて新たに職員となった者の号俸の調整）

第四条　切替日前に選考（切替日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、切替日に当該選考の結果に基づいて新たに職員となった部内の他の職員があるものに限る。）の結果に基づいて新たに職員となった者で規則九―八第十一条第四項の規定により職務の級を決定されたものその他人事院の定めるこれに準ずる者の切替日における号俸については、その者が切替日に新たに職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（雑則）

第五条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事院が定める。